

市長記者会見

◆と き：令和 6 年 8 月 19 日（月）

午前 10 時～

◆ところ：可児市役所 5 階全員協議会室

- 1 令和 6 年（2024 年）第 4 回可児市議会定例会会期日程・・・・・・・・・・ P 1
- 2 令和 6 年（2024 年）第 4 回可児市議会定例会提出議案説明書・・・・・・・・ P 2
- 3 令和 6 年度 9 月補正予算の概要について・・・・・・・・・・ P 12
- 4 スマイルングルーム（教育支援センター）拡充事業について・・・・・・ P 18

可児市市政企画部広報情報課

0574-62-1111 内線 3323

9 月開催予定日時
9 月 24 日（火）午前 10 時～

令和6年(2024年) 可児市議会 第4回定例会(8月・9月)会期日程

会期36日

月 日	曜日	開始時間	議 事 内 容 等	備 考
8月8日	木		代表質問受付開始(8:30)・代表質問(大項目)締切(16:00)	
9日	金		一般質問受付開始(8:30)	
10日	土			
11日	日			山の日
12日	月			振替
13日	火			
14日	水		請願・陳情締切(正午)	招集告示 議運・全協打合せ(13:00)
15日	木		代表質問・一般質問締切(11:00)	通告一覧表はとりまとめ後公表
16日	金	9:00 議運終了後 全協終了後	議会運営委員会 議会全員協議会 広報広聴運営会議	ペーパーレス会議システム研修(13:00)
17日	土			
18日	日			
19日	月			議案書・決算書配付(8:30) 後期高齢者医療広域連合議会(13:30)
20日	火			次第書打合せ(13:00)
21日	水	9:00 本会議終了後 13:00	本会議(提案・議案付託) 予算決算委員会(補正予算) 予算決算委員会(決算・総務企画所管)	
22日	木	9:00	予算決算委員会(決算・建設市民所管、教育福祉所管)	
23日	金	9:00	予算決算委員会(予備日)	
24日	土	休会		
25日	日	〃		
26日	月	〃		
27日	火	〃	決算質疑締切(正午)	
28日	水	〃	議案質疑、委員会質疑締切(正午)	
29日	木	〃		
30日	金	〃		
31日	土	〃		
9月1日	日	〃		防災訓練
2日	月	〃		次第書打合せ(13:00)
3日	火	9:00 本会議終了後	本会議(一般質問) 広報部会	※全ての一般質問終了後、議案質疑及び議案付託を行います。
4日	水	9:00 本会議終了後	本会議(一般質問) 広聴部会	
5日	木	9:00	本会議(一般質問予備日)	
6日	金	9:00	予算決算委員会(総務企画所管・市民文化部・建設部)	
7日	土	休会		
8日	日	〃		
9日	月	9:00	予算決算委員会(水道部・教育福祉所管)	
10日	火	9:00 委員会終了後	総務企画委員会 予算決算委員会分科会(総務企画所管)	
11日	水	9:00 委員会終了後	建設市民委員会 予算決算委員会分科会(建設市民所管)	
12日	木	9:00 委員会終了後	教育福祉委員会 予算決算委員会分科会(教育福祉所管)	
13日	金	休会		
14日	土	〃		
15日	日	〃		
16日	月	〃		敬老の日
17日	火	9:00	予算決算委員会(討論・採決・提言とりまとめ)	
18日	水	〃		
19日	木	〃	討論締切(正午)	
20日	金	〃		議運(予備日)打合せ(13:00)
21日	土	〃		
22日	日	〃		秋分の日
23日	月	〃		振替
24日	火	(9:00)	議会運営委員会(予備日)	議運・次第書打合せ(13時又は議運終了後)
25日	水	9:00 本会議終了後	本会議(委員長報告・討論・採決・閉会) 議会運営委員会	

令和6年（2024年）第4回可児市議会定例会提出議案説明書

認定第1号	令和5年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	令和5年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	令和5年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	令和5年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	令和5年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	令和5年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	令和5年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号	令和5年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
認定第9号	令和5年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定について
認定第10号	令和5年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定について
認定第11号	令和5年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算認定について
認定第12号	令和5年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算認定について
認定第13号	令和5年度可児市水道事業会計決算認定について
認定第14号	令和5年度可児市下水道事業会計決算認定について

議案第61号	令和6年度可児市一般会計補正予算（第2号）について
議案第62号	令和6年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
議案第63号	令和6年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第64号	令和6年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正予算（第2号）について
議案第65号	令和6年度可児市下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第66号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
--------	---

(1) 制定趣旨

刑法等の一部を改正する法律により、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例の規定を整理するもの。

(2) 制定内容

【第1条】可児市議会個人情報保護条例の一部改正

【第53条、第54条、第55条】罰則中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

【第2条】可児市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正

【附則第3条】附則罰則に関する経過措置中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

【第3条】可児市職員の給与支給に関する条例の一部改正

【第21条の2、第21条の3】期末手当の支給停止等の事由中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

【第4条】可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

【第29条】罰則中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

【第5条】可児市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正

【第4条】欠格条項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

【第6条】可児市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正

【第6条】退職報償金の支給を制限される要件中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(3) 施行日／令和7年6月1日

議案第67号 可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

生活保護法及び児童手当法の改正に伴い、関係規定を改正するほか、所要の改正を行うもの。

(2) 改正内容

【別表第1の1の項、別表第2の24の項、27の項、28の項】可児市福祉医療費助成に関する条例の改正に伴い、「こども」を「子ども」に改める。

【別表第1の3の項】生活保護法の改正により、高等学校卒業後に就職する際の新生活の立ち上げ費用等として支給する給付金について規定されたことに伴い、「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

【別表第2の26の項】児童手当法の改正により、児童手当の特例給付が廃止されることに伴い、特例給付に係る文言を削る。

(3) 施行日／公布の日

別表第2の26の項の改正規定は、令和6年10月1日

別表第1の1の項並びに別表第2の24の項、27の項及び28の項の改正規定は、令和7年4月1日

議案第68号 可児市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

子どもの医療費助成について、子育て支援の充実を図るため、対象範囲を拡大するもの。

(2) 改正内容

【第1条、第2条第1項、第3条の2】市の行政文書における表記の統一の方針に合わせ、「こども」を「子ども」に改める。

【第2条第1項第1号】医療費助成の対象となる子どもの上限年齢を18歳（現行15歳）に引き上げる。

(3) 施行日／令和7年4月1日

議案第69号 可児市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

災害弔慰金及び災害障害見舞金について、適切な審査及び迅速な支給のため、調査審議を行う合議制の機関を設置するほか、所要の改正を行うもの。

(2) 改正内容

【第15条】災害弔慰金の支給等に関する法律に合わせ、規定を整理する。

【新第16条】可児市災害弔慰金等支給審査委員会の設置について規定する。

(3) 施行日／公布の日

議案第70号 可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

国民健康保険法の改正に伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【第20条】国民健康保険法の条項にずれが生じることに伴い、引用条項を改める。

(3) 施行日／令和6年12月2日

議案第71号 土田財産区管理委員の選任について

岩崎透さんの辞任に伴い、その後任を選任することについて、議会の同意を求めるもの。【可児市土田財産区管理条例第3条】

氏 名	住 所
溝口 充	可児市土田*****

議案第72号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

令和6年9月30日に任期満了となる現委員の加藤幸治さんを引き続き選任することについて、議会の同意を求めるもの。【地方税法第423条第3項】

議案第73号 教育委員会委員の任命について

令和6年9月30日に任期満了となる現委員の長井知子さんを引き続き任命することについて、議会の同意を求めるもの。【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項】

議案第74号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるもの。【人権擁護委員法第6条第3項】

氏 名	住 所
山矢 尚子	可児市皐ヶ丘*****
可児 一恵	可児市土田*****

議案第75号 財産の取得について

可児市運動公園整備事業用地として、土地を取得するもの。【可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条】

(所在地等) 可児市坂戸字明ヶ沢940番1 外7筆 計51,270.06㎡
(相手方) 可児市土地開発公社 理事長 肥田 光久
(契約方法) 随意契約
(取得価格) 198,208,127円

議案第76号 財産の処分について

工場用地として、可児御嵩インターチェンジ工業団地の土地を譲渡するもの。【可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条】

(所在地等) 可児市あけち2番 10,832.04㎡
(相手方) 東京都中央区新富一丁目1番7号
Y. S. P A N E R I O株式会社 代表取締役 岡崎 剛久
(契約方法) 公募選定による随意契約
(譲渡価格) 373,705,380円

議案第77号 令和5年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和5年度可児市水道事業会計決算における当年度未処分利益剰余金について、資本金に処分するもの。【地方公営企業法第32条第2項】

議案第78号 令和5年度可児市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和5年度可児市下水道事業会計決算における当年度未処分利益剰余金について、資本金及び減債積立金に処分するもの。【地方公営企業法第32条第2項】

○提出議案数／認定14 予算5 条例5 人事4 その他4 合計32

【諸般報告】

報告第8号 専決処分の報告について

議会の議決により指定された市長の専決処分事項を報告するもの。【地方自治法第180条】

和解及び損害賠償額を定めたもの。

道路管理の瑕疵による事故に係るもの（1件）	損害賠償額	合計	22,220円
-----------------------	-------	----	---------

報告第9号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するもの。【地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項】

報告第10号 出資法人の経営状況説明書について

次の出資法人の経営状況説明書を報告するもの。【地方自治法第243条の3第2項】

公益財団法人可児市体育連盟

公益財団法人可児市文化芸術振興財団

報告第11号 放棄した債権の報告について

市が放棄した債権を報告するもの。【可児市債権管理条例第10条第2項】

生活保護費返還金（1件）	債権額	429,800円
学校給食費（11件）	債権額	240,141円
水道料金（10件）	債権額	59,232円

履歴書／固定資産評価審査委員会委員の選任（議案第72号関係）

かとう こうじ
加藤 幸治 さん（74歳） 略歴

平成13年9月から

現在 可児市都市計画審議会委員

平成22年6月から

現在 可児市建築審議会委員

平成27年10月から

現在 可児市固定資産評価審査委員会委員（3期）

平成29年1月から

現在 可児市空家等対策協議会委員

履歴書／教育委員会委員の任命（議案第73号関係）

ながい ともこ
長井 知子 さん（52歳） 略歴

平成28年4月から

平成31年3月まで 可茂地区PTA連合会理事

平成29年4月から

平成31年3月まで 可児市立広見小学校PTA会長、岐阜県PTA連合会副会長

令和2年10月から

現在 可児市教育委員会委員（1期）

履歴書／人権擁護委員候補者の推薦（議案第74号関係）

やまや なおこ
山矢 尚子 さん（67歳） 略歴

平成17年2月から
令和4年3月まで 公益財団法人勤務

令和4年4月から
令和6年3月まで 可児市会計年度任用職員

平成31年4月から
現在 可児地区更生保護女性の会会員

かに かずえ
可児 一恵 さん（69歳） 略歴

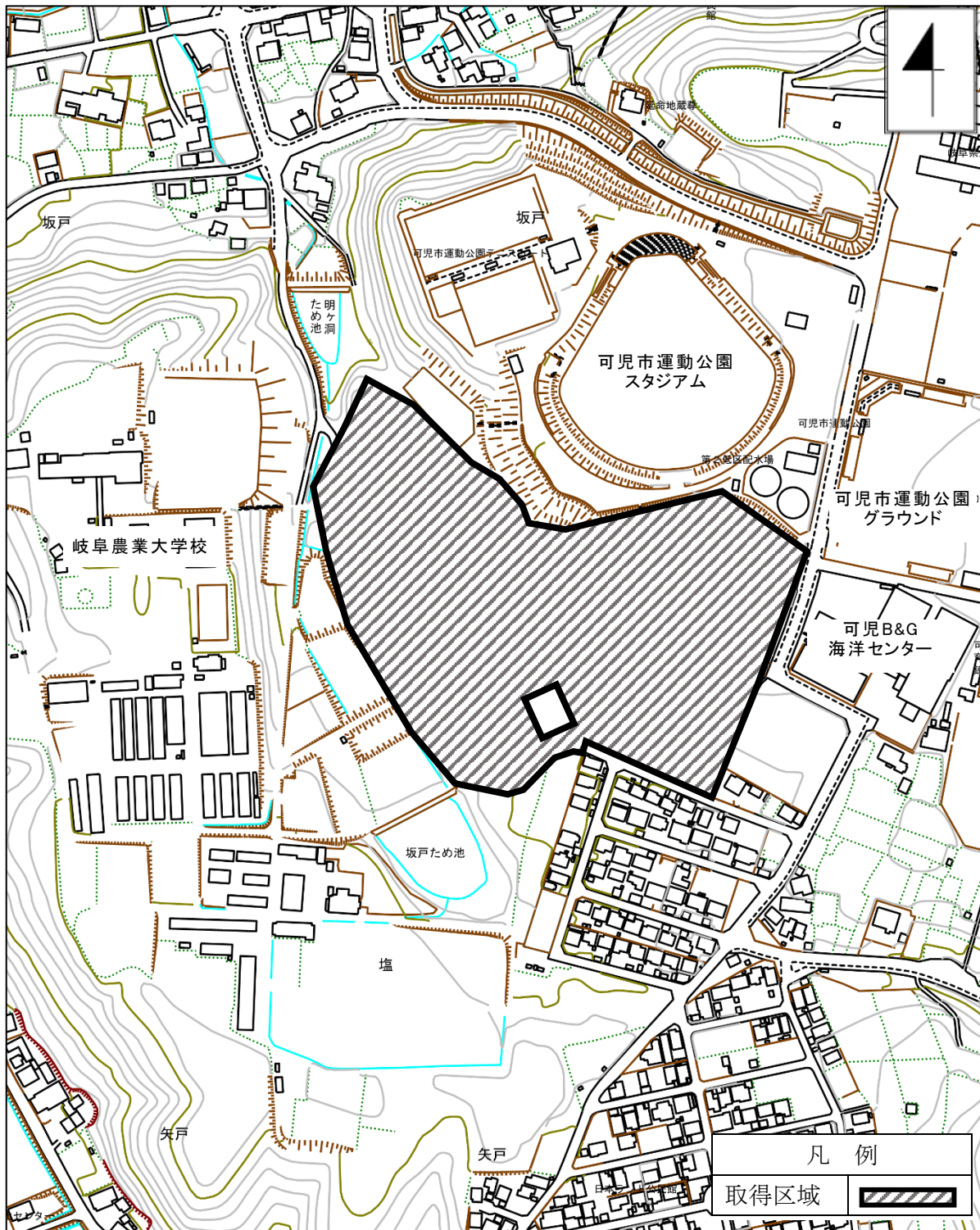
昭和50年4月から
平成27年3月まで 岐阜県内小学校教諭

平成27年4月から
平成29年3月まで 可児市内小学校非常勤講師

平成27年10月から
現在 人権擁護委員（3期）

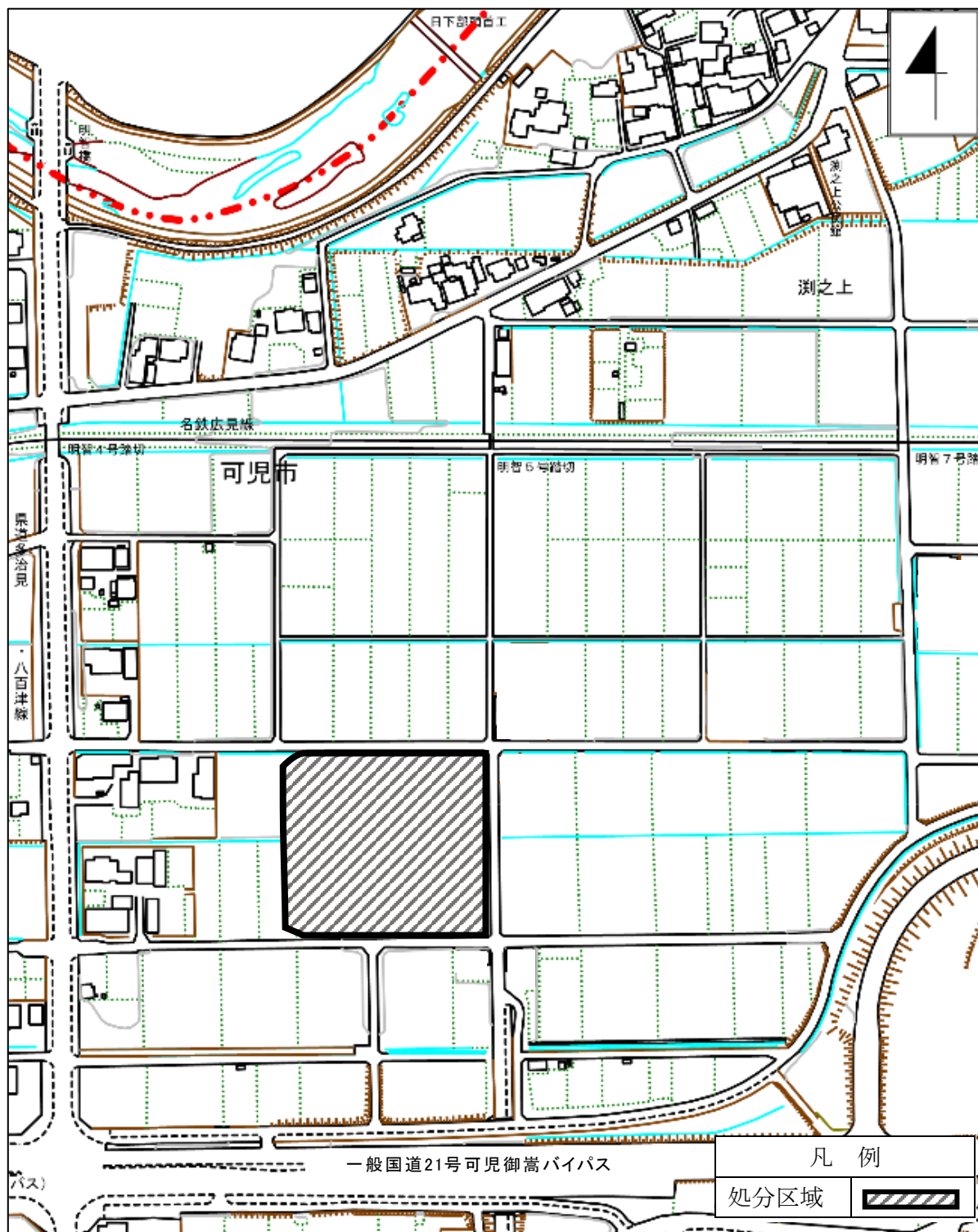
財産の取得 (取得位置図)

議案第75号関係



財産の処分 (処分位置図)

議案第76号関係



令和 6 年度 9 月補正予算の概要 [第 4 回市議会定例会 (8/21) 提出]

1 総括表

会 計 名	補正前予算額	補正額	補正後予算額	備 考
一 般 会 計	35,570,000 千円	3,073,000 千円	38,643,000 千円	第 2 号
国民健康保険事業特別会計	9,901,000 千円	49,000 千円	9,950,000 千円	第 1 号
介護保険特別会計 (保険事業勘定)	7,982,000 千円	159,000 千円	8,141,000 千円	第 1 号
可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計	892,800 千円	166,000 千円	1,058,800 千円	第 2 号
下水道事業会計	4,818,000 千円	引継金等補正	4,818,000 千円	第 1 号
総 計	64,053,600 千円	3,447,000 千円	67,500,600 千円	

2 一般会計の主な内容

【歳入】

(1) 地方特例交付金 △ 3,622 千円

① 地方特例交付金（確定額 590,952千円 ― 当初予算額 594,000千円）

(2) 地方交付税 885,236 千円

① 普通交付税（確定額 3,245,236千円 ― 当初予算額 2,360,000千円）

(3) 国庫支出金 342,550 千円

① 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (750千円)

② 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (340,000千円)

③ 住宅・建築物安全ストック形成事業補助金（社会資本整備総合交付金） (1,800千円)

(4) 県支出金 1,000 千円

① 建築物等改修促進事業補助金

(5) 寄附金 1,000,000 千円

① 一般寄附金

(6) 繰入金 △ 1,383,000 千円

① 財政調整基金繰入金 (△1,183,000千円)

② 公共施設整備基金繰入金 (△200,000千円)

(7) 繰越金 2,258,255 千円

① 繰越金（令和5年度実質収支 2,758,255千円 ― 当初予算額 500,000千円）

(8) 諸収入 1,581 千円

① 後期高齢者医療保健事業費負担金過年度精算金

(9) 市債 △ 29,000 千円

① 臨時財政対策債

【歳出】

(1) 基金積立事業	1,884,158 千円
・ 財政調整基金、公共施設整備基金への積立金（元金）を増額するもの	
(2) ふるさと応援寄附金経費	500,000 千円
・ 寄附金の増に伴い返礼品費等を増額するもの	
(3) 生活困窮者自立支援事業	4,089 千円
・ 令和5年度生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金等の精算による返還金を追加するもの	
(4) 福祉医療助成事業	2,000 千円
・ 令和7年度から予定している子ども医療費助成の対象を高校3年生世代まで拡大することに伴うシステム改修経費等を増額するもの	
(5) 後期高齢者医療事業	24,929 千円
・ 令和5年度後期高齢者医療療養給付費負担金の精算による負担金を増額するもの	
(6) 低所得者支援・定額減税補足臨時給付金事業	340,000 千円
・ 住民税非課税世帯や均等割のみ課税世帯など低所得世帯に対する給付金や定額減税しきれない人への補足給付金を支給するのにあたり、対象者や支給金額が見込みよりも増加したことにより、給付金を増額するもの	
(7) 子育て世帯生活支援特別給付金事業	3,351 千円
・ 令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の精算による返還金を追加するもの	
(8) 生活保護一般経費	4,367 千円
・ 令和5年度社会保障・税番号制度システム整備費等補助金等の精算による返還金を追加するもの及び生活保護システムの改修に係る委託料を増額するもの	
(9) 生活保護扶助事業	104,376 千円
・ 令和5年度生活扶助費及び医療扶助費等国庫負担金の精算による返還金を増額するもの	
(10) 予防接種事業	169,530 千円
・ 新型コロナウイルスワクチン接種対策費等国庫負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費等国庫補助金の精算により返還金を追加するもの	
(11) 他会計繰出金（可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計繰出金）	26,800 千円
・ 可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計の補正に伴い、繰出金を増額するもの	
(12) 住宅・建築物安全ストック形成事業	3,800 千円
・ 能登半島地震の発生を受けて、建築物等耐震化促進補助金の申請件数の増加が見込まれるため、補助金等を増額するもの	

(13) 中学校施設大規模改造事業**5,600 千円**

- ・ 階段昇降ができない生徒への対応としてエレベーター設備設置工事を行うのにあたり、設計委託料を増額するもの

【債務負担行為】

- ・ 福祉センター指定管理（令和7年度～令和11年度） **131,000 千円**
- ・ 小学校 I C T 端末導入活用事業（令和7年度～令和11年度） **982,000 千円**
- ・ 中学校 I C T 端末導入活用事業（令和7年度～令和11年度） **448,000 千円**

☆参考1 財政調整基金の状況

区 分	金 額	備 考
令和5年度末 現在高	9,446,836 千円	
令和6年度 取崩額	0 千円	当初予算 1,030,000千円、6月補正 153,000千円、9月補正 <u>△1,183,000千円</u>
令和6年度 積立額	921,158 千円	利子 37,000千円、9月補正 元金 884,158千円
令和6年度末 現在高見込み	10,367,994 千円	前年度末との差額 921,158 千円

☆参考2 公共施設整備基金の状況

区 分	金 額	備 考
令和5年度末 現在高	8,537,864 千円	
令和6年度 取崩額	0 千円	当初予算 200,000千円、9月補正 <u>△200,000千円</u>
令和6年度 積立額	1,032,000 千円	利子 32,000千円、9月補正 元金 1,000,000千円
令和6年度末 現在高見込み	9,569,864 千円	前年度末との差額 1,032,000 千円

3 国民健康保険事業特別会計の主な内容**【歳入】**

(1) 繰入金 **△ 1,710 千円**

- ① 国民健康保険基金繰入金

(2) 繰越金 **47,610 千円**

- ① 繰越金（令和5年度実質収支 99,435千円－当初予算 51,825千円）

(3) 国庫支出金 **3,100 千円**

- ① 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金

【歳出】

(1) 一般管理費 3,100 千円

① マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係るシステム改修経費

(2) 保険給付費等交付金償還金 45,586 千円

① 令和5年度保険給付費等交付金の精算による返還金

(3) 予備費 314 千円

☆参考 国民健康保険基金の状況

区 分	金 額	備 考
令和5年度末 現在高	832,541 千円	
令和6年度 取崩額	394,474 千円	当初予算 396,184千円、9月補正 △1,710千円
令和6年度 積立額	4,480 千円	当初予算 利子 4,480千円
令和6年度末 現在高見込み	442,547 千円	前年度末との差額 △ 389,994 千円

4 介護保険特別会計（保険事業勘定）の主な内容

【歳入】

(1) 繰入金 △ 68,268 千円

① 介護給付費準備基金繰入金

(2) 繰越金 227,268 千円

① 繰越金（令和5年度実質収支 238,548千円－当初予算 11,280千円）

【歳出】

(1) 償還金 158,659 千円

① 令和5年度介護給付費等の精算に伴う返還金

(2) 予備費 341 千円

☆参考 介護給付費準備基金の状況

区 分	金 額	備 考
令和5年度末 現在高	680,504 千円	
令和6年度 取崩額	89,113 千円	当初予算 157,381千円、9月補正 △68,268千円
令和6年度 積立額	3,029 千円	当初予算 利子 3,029千円
令和6年度末 現在高見込み	594,420 千円	前年度末との差額 △ 86,084 千円

5 可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計の主な内容

【歳入】

(1) 国庫支出金	△ 22,000 千円
① 市道改良事業交付金（社会資本整備総合交付金）	
(2) 財産収入	373,000 千円
① 土地売却収入	
(3) 繰入金	26,800 千円
① 一般会計繰入金	
(4) 市債	△ 211,800 千円
① 可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業債	

【歳出】

(1) 公債費	710,000 千円
① 長期債元金	
(2) 予備費	△ 544,000 千円

6 下水道事業会計の主な内容

- 令和5年度農業集落排水事業特別会計の決算確定による引継金の補正
- 引継金・引継資産の確定による財務諸表の補正

スマイリングルーム(教育支援センター)拡充事業について

<学校教育課>

1 教育支援センターとは

<文部科学省(COCOLO プラン令和5年3月)より>

各地域の教育委員会が開設していて、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行う場所のこと。

市の施設など、公の建物の中にあることが多く、利用料は基本的には無料。



<可児市として>

- ・様々な理由により登校できていない児童生徒の心の安定を図り、自分らしく学習や生活ができるように支援を行う場所を拡充する必要がある。
- ・学校に行きにくい児童生徒およびその保護者のさまざまな悩みに応える教育相談を行う場所を拡充する必要がある。
- ・スマイリングルームは、可児市の教育支援センターの通称。

2 スマイリングルーム(教育支援センター) 通級児童生徒数<見学も含む>

小中学生	通級人数	通級延べ人数	1日通級人数(平均)
令和3年度	67	1,614	11.1
令和4年度	81	2,302	14.9
令和5年度	98	3,127	19.8

3 スマイリングルームの課題

- ① 現在配置しているスマイリングルームの学習部屋には、机が12台常備されており、増やしても最大16台までである。過去に16名以上通級してきたことがあり、机が足りないことがあった。
- ② 進路選択に対する不安から近年、スマイリングルームに通い始めた中学生が増加している。その中学生は、小学生と同じ学習室ではなく、落ち着いて学習できる空間が必要となっている。
- ③ 令和5年度から、つながりサポーターの支援により、どこにも通えなかった児童生徒が、スマイリングルームに通級できるようになってきたが、集団生活に適應することが難しいため、個別に対応する部屋が必要となっている。そのために部屋の拡充が必要となってきている。

4 施設対策として

- ①可児市老人福祉センター可児川苑の一部(旧デイサービスセンター)を改修し、スマイリングルームを移設する。
- ②現在、市の総合会館にあるスマイリングルームは「自立支援」機能を残して、どこにも通えなかった児童生徒が通級できる場所として確保する。
- ③引き続き、自宅から出ることができない児童生徒に対しては、外部とつながりをつくるための第一歩となるように、メタバースによる支援を行う。

5 人員対策として

令和4年		令和5年		令和6年	
室長	1名	室長	1名	室長	1名
支援員	4名	支援員	4名	支援員	6名
		つながりサポーター	2名	つながりサポーター	3名
	5名		7名		10名

※スマイリングルームのスタッフは、会計年度任用職員

6 多様な学びに向けた「教育支援センター」のそれぞれの機能について

場所	名前	機能
可児川苑	スマイリングルーム	【教育支援（集団適応）】 集団生活に適応することができない児童生徒が、基本的な生活習慣を身に付けることで、心を整えながら、同じ空間内で学習支援、体験活動を行い、自分を見つめることができる教室
総合会館	ニコニコルーム	【自立支援】 何年も不登校傾向だった児童生徒が、ゆったりとした空間で会話やゲームなどの活動を行いながら心と体を整え、活動のエネルギーを蓄えることができる教室 (スマイリングルームの機能の中で、自立支援の機能だけを総合会館に残した教室)
自宅	メタスマルーム	【メタバースによる支援】 企業のオンラインオフィスなどに使われるメタバースを「オンライン上の教育支援センター」に見立てて、子どもたちはそこにアクセスして、学習支援や相談支援を受けることができる教室

スマイリングルーム（坂戸：可児川苑）

基本的な生活習慣を身に付けることで心を整え、基礎的な学習に取り組みながら、自分を見つめます。



自分で計画して学習を行います。（個別・グループ）
分からないことは、先生に質問できます。



絵手紙、押し花、野外活動等を自分で選択して活動できます。



卓球、ボール遊び、アーラと連携してワークショップ等を行います。



学校生活、学習、生活習慣等の相談を行います。

ニコニコルーム（広見：総合会館）

ゆったりとした空間で生活することで、心と体を整え、活動のエネルギーをたくわえます。



つながりサポーターが家庭訪問をおこないます。
様々なお話をすることができます。



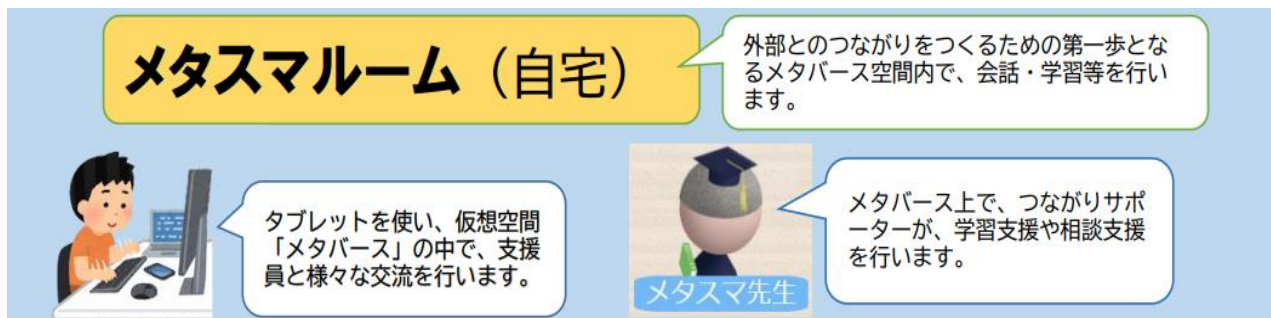
自分の興味のある活動ができます。
・絵を書く、何かを作る。
・他の人とゲームを行う。



自分の興味のあることや困りごとなど、お話をすることができます。



「好きなこと」「やってみたいこと」を自分で決めて、自分のペースで行います。



7 多様な学びの場を造る効果

<可児川苑にスマイリングルームを設置する効果>

- ・高齢者との触れ合う活動を行うことができる。（例えば、将棋・碁）
- ・地域の自然を利用し、畑の作物作りや、河川での水辺探索活動などさまざまな体験活動を行うことができる。
- ・部屋の数が増えることで、個別に学習する場を確保し、学びの多様化により対応することができる。

<総合会館にニコニコルームを設置する効果>

- ・自立支援教室を総合会館に残すことで、どこにも通えなかった児童生徒が、集団生活の適応に向けて、少ない人数の静かな空間の中で、個々の実態に応じて活動することができる。

8 施設面積について

新スマイリングルーム（可児川苑）	延床面積 約 470.00 m ²
ニコニコルーム・教育研究所（総合会館）	延床面積 約 425.18 m ²

9 スマイリングルーム（可児川苑）開室日までのスケジュール

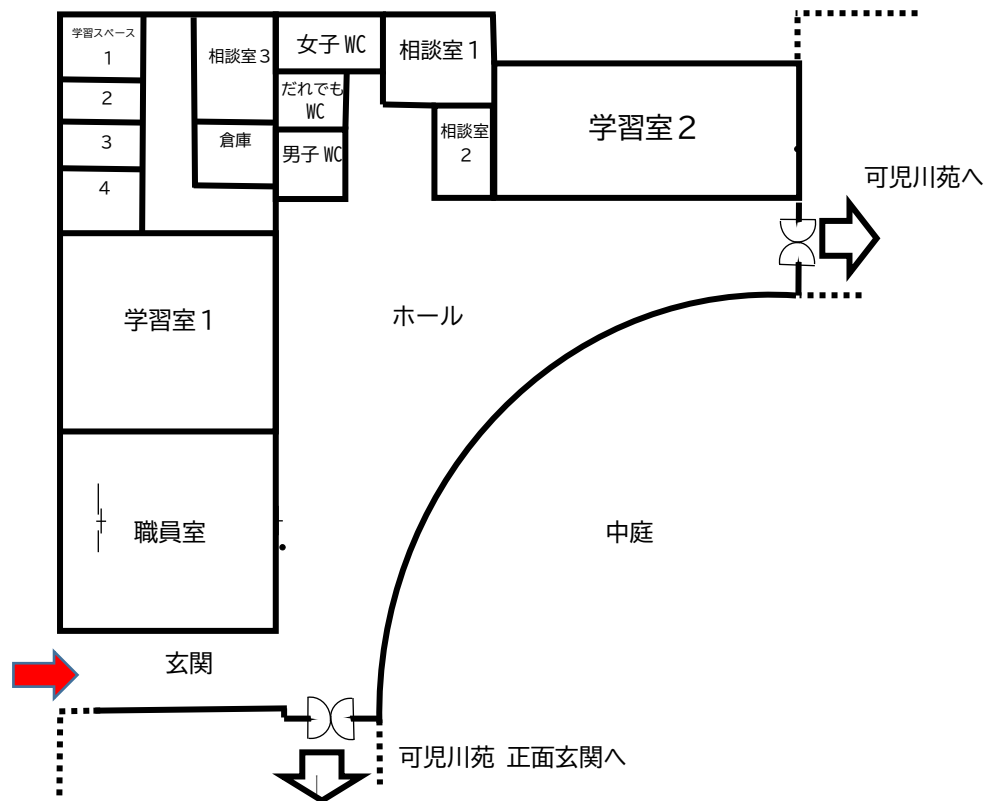
9月上旬	・工事完了
9月18日（水） 10:00～	・オープニングセレモニー
9月19日（木）～10月11日（金）	・希望見学期間（通室児童生徒・保護者対象）
10月15日（火）	・スマイリングルーム開室日
10月16日（水）・23（水）・30日（水）	・誰でも見学できる日（児童生徒・保護者対象）

スマイリングルームの施設工事について

〈教育総務課〉

老人福祉センター可児川苑（可児市坂戸765番地）の北西側約1/4の一角を利用して、新しいスマイリングルームとして利用できるように改修します。

- 施設の工事完成予定日：令和6年9月上旬
- 改修費用：6,831万円（市費のみ）
- スマイリングルーム部分の延床面積：約470.00㎡
- 改修後の部屋の配置



※可児川苑の玄関とは別に、スマイリングルーム専用の玄関を設けます。

- スマイリングルームの場所

